

藤沢市告示第199号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の7第2項の規定により、以下の歳入等の収納の事務（以下、特定収納事務）を地方税共同機構に行わせることとしたのでこれを告示する。

2026年（令和8年）9月24日

藤沢市長

鈴木 恒 夫

- 1 特定収納事務を地方税共同機構に行わせることとした日
令和8年9月24日

- 2 特定収納事務に係る歳入等

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の2の20第1項各号に掲げるもの以外の全ての歳入及び歳入歳出外現金とする。